

## 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「法人」という。)の平成29事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の業務について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

監事は、役員会、運営会議、研究推進並びに内部統制に係わる重要な会議に出席し、決裁文書、主務大臣に提出する書類等について随時確認した。国内拠点(石垣島)及び研究活動の中心である海外の代表的な研究拠点(タイ、マレーシア、メキシコ、コロンビア)の現地において監査を実施した。

研究推進並びに内部統制等に関連する課題について理事長、理事と毎月面談を実施した。

平成30年4月より6月の定期監査において平成29年度の業務実績報告書、自己評価書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)、知的財産、広報活動、経理、人事等監査に必要な資料及び各会議の記録を関係部門より収集し、その内容について監査を実施した。併せて理事長、理事、プログラムディレクター、領域長、拠点長、部長、課長、室長と面談を実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するにあたっては、独立行政法人通則法第39条の規定に準じた監査を受嘱した監査法人が、独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、当該監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、当該監査法人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度の監査を実施した。

### II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、概ね法令等に従い適正に実施され、また、第4期中長期計画の2年度として目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認める。

## 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

法人の長の意思決定は、役員会、運営会議、領域会議を通じて職員に速やかに伝達、周知されている。内部統制の諸課題については、これら会議体及び内部統制委員会、リスク管理委員会、安全衛生委員会、緊急時対策委員会等の各委員会を通じて抽出、議論され、必要な事項は、役員会に報告され、職員に周知されている。

## 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。また職員についても同様違反事例は、認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

独立行政法人通則法第 39 条の規定に準じた監査受嘱者である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

## 5 事業報告書についての意見

平成 29 年度に係る業務実績報告は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### i) 給与水準の状況

その水準は、国家公務員と同水準と認める。

### ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

競争性を確保した公正かつ透明な調達を実施している。また適正な経理処理及び経費削減に向けた改善策も継続して実施された。

### iii) 法人の長の報酬水準の妥当性

その水準は、妥当なものと認める。

### iv) 保有資産の見直し

適切に行われている。

平成30年6月19日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

監事

柿 内 久 弥

監事(非常勤)

井 上 眞 理

